

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金の付加保険料、並びに63年2月及び平成元年2月の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から同年9月まで  
② 昭和57年7月から59年3月まで  
③ 昭和59年3月から60年3月まで  
④ 昭和63年2月  
⑤ 平成元年2月

国民年金保険料納付記録を確認したところ、①昭和52年7月から同年9月までの期間及び③59年4月から60年3月までの期間の付加保険料、並びに②57年7月から59年3月分までの期間、④63年2月及び⑤平成元年2月の定額保険料及び付加保険料の納付記録が確認できなかった。

金融機関での納付や口座振替で納付した記憶があるので、当該期間が未納扱いされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、付加保険料は、強制加入者(農業者年金基金の被保険者)を除き、納付期限を経過すると納付できないが、申立人は同期間を現年度納付しており、前後の期間について付加保険料が納付となっていることから、定額保険料と併せて納付されている付加保険料について、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間④及び⑤の定額保険料及び付加保険料については、申立人が口座振替で納付したとする期間の国民年金保険料の口座振替履歴は確認できないが、口座振替ができなかった場合でも、申立期間以外の期間については、すべてその後、納付書により納付されていることが確認できることから、申立人は申立期間④及び⑤についても、その後、納付書で納付していたものと推認できる。

一方、申立期間②について、申立人は納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和60年度の国民年金保険

料を年度末間近の昭和 61 年 2 月に納付した後、その時点で過年度納付が可能な申立期間直後の 59 年度分の国民年金保険料を、時効直前の 61 年 3 月末に納付していることが確認できることから、申立期間の 57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間については、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間③については、社会保険庁の被保険者記録照会により、申立人は付加保険料を昭和 52 年 4 月から任意で加入しているが、申立期間の 59 年 4 月から 60 年 3 月までの定額保険料が、61 年 3 月 26 日に納付されていることが確認でき、この時点では付加保険料の納付を行うことはできないことから、申立人は、申立期間の 59 年 4 月から 60 年 3 月までの付加保険料は納付していなかったものと推認される。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの国民年金の付加保険料、並びに 63 年 2 月及び平成元年 2 月の国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日を昭和47年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年10月から同年12月までを4万2,000円、46年1月から同年9月までを5万2,000円、同年10月から47年4月までを6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月5日から47年5月15日まで

私は、昭和41年2月9日から49年6月15日までA事業所に勤めており、その間、一度の切れ目も無くずっと同じ業務を行っていた。社会保険事務所に年金記録の照会を行ったところ、45年10月5日から47年5月15日まで記録が無いとの回答があったが、継続して勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び人事記録により、申立人が申立期間に継続してA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚から「申立人の申立期間の業務内容は、その前後と変更は無く、勤務時間も同じだった」旨の証言があり、これらの証言は、人事記録からも確認できる。

さらに、当該事業所において申立人が挙げた同一部署で勤務していた者の中には、在職期間中に厚生年金保険の被保険者期間が欠落している者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の社会保険庁のオンライン記録から、昭和45年10月から同年12月までを4万2,000円、46年1月から同年9月までを5万2,000円、同年10月から47年4月までを6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和45年10月5日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 沖縄厚生年金 事案 141

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A事業所における厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に確認したところ、平成10年3月31日の資格喪失となっているが、同事業所には同日まで勤務し、同年3月分の保険料も天引きされていたことから、当該1か月分の被保険者期間が漏れているのは納得がいかない。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した業務従事証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に平成10年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の平成10年2月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成10年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月から54年3月まで  
私は、国民年金納付記録の照会申出書を提出したところ、昭和53年12月から54年3月までの納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。  
しかしながら、会社を退職した翌日に市役所で国民年金の加入手続を行ったので、同期間について未納扱いとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続に係る記憶が曖昧であり、国民年金保険料の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人が会社を退職した翌日に市役所で国民年金の加入手続を行ったとする昭和53年12月29日は、市役所の年末休みの期間であったと考えられるとともに、加入手続を行った時期は、結婚前であったとしているにもかかわらず、申立人が所持している国民年金手帳は、その後の結婚等に伴う氏の変更履歴についての記録は確認できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和56年7月と推認できることから、その時点では申立期間は時効により納付することができない期間であり、申立期間直後の昭和54年度の国民年金保険料についても、56年9月に過年度納付していることが確認できる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月20日から同年9月19日まで

私は、昭和46年4月20日から48年1月10日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いとされた。保険料を控除されていた事実を確認できる書類は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚により、「申立期間当時において、申立人が同社に勤務していた。」とする証言があるものの、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、雇用保険の記録も無い。

また、申立人の所持する年金手帳における厚生年金保険の記録及び社会保険事務所の保管する医療保険・厚生年金保険被保険者原票の取得・喪失記録は一致しており、記録の相違は無い。

さらに、昭和46年4月から47年9月までの間にA社において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した42名を調査したところ、厚生年金保険被保険者の整理番号は欠番無く連続しており、申立人に係る記録は無い上、同僚からの聴取においても「当該事業所の従業員の中には社会保険に加入していない者もかなりおり、また途中で脱退する者もいた。」旨の証言があった。

加えて、A社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 143

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 47 年 4 月まで

私は、申立期間において県外A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、雇用保険の加入記録も無い。

また、社会保険庁の記録により、申立期間当時に、A事業所は適用事業所であったことが確認できないほか、業界団体が保管している同事業所に関する記録により、同事業所は、設立された昭和 29 年 3 月から 48 年 9 月までの間は個人事業所であり、その後同事業所を継承したB社が適用事業所となったのが平成 14 年 12 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の元同僚は、申立期間当時のA事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、従業員も厚生年金保険料を控除されていなかったと証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間についてA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。給与から厚生年金保険料が控除されていた資料等として平成 11 年分給与所得の源泉徴収票が残っているので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚の証言及び雇用保険の記録によってA事業所に勤務していたと認められる。

しかし、申立人より提出された平成 11 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、当時の健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と比べて低額であり、平成 11 年に納付された国民年金保険料 8 か月分と雇用保険料 9 か月分の合計額とほぼ一致する。

また、申立人は平成 11 年 4 月 1 日から雇用保険が適用されているが、勤務日数が週 4 日の 1 か月 16 日の勤務であったことから、当該事業所では申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 17 日から同年 12 月 20 日まで

私は、申立期間においてA社で勤務し、同社から退職後に厚生年金資格取得・喪失証明書をもって、雇用保険の加入記録もあるので、同社で厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社が退職時に申立人に発行した厚生年金資格取得・喪失証明書により、申立人が同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は健康保険のみが適用されていた事業所であり、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立期間当時の役員も、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」としている。

また、申立人が厚生年金資格取得・喪失証明書を提出したB市役所に確認したところ、申立期間当時の同証明書は、健康保険から国民健康保険への切替手続を行う際に提出されたものであるとしている。

さらに、申立人が所持する厚生年金資格取得・喪失証明書に記載のある記号は、A社の健康保険記号と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票を確認したが、同社において厚生年金保険の被保険者は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 44 年 10 月から 46 年 11 月 23 日まで A 社で勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入期間が無いとされたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した資料により、申立期間について、申立人が A 社で勤務していたことは推認することはできるものの、同社に係る申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、雇用保険の加入記録も無い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の被保険者台帳番号と申立人の年金手帳における厚生年金保険の記号及び番号は一致しており、昭和 46 年 3 月 1 日からの加入があったことは確認できるが、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は確認できない。

さらに、申立期間当時、A 社において、厚生年金保険に加入していない者が複数名確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。